

CONTENTS

商工会 ふくい

No.35
秋号
2012.11

【特集】

P1 地域商業の活性化を目指す、移動販売実施中
～新たなビジネスモデル構築を目指して社会実験事業～

P2 金融円滑化法の終了に向けての対応

P3 金融円滑化法の終了に備えた経営支援事業
商工貯蓄共済融資あっせん制度

P4 近畿ブロック商工会青年部交流研修会福井県大会を開催
近畿ブロック商工会女性部交流研修会への参加

【金融・税務・労務支援】

P5 建設業向け金融支援「下請債権保全支援事業」

P6 記帳・帳簿等の保存制度の対象拡大
青色申告を始めてみませんか
経理ソフト「ネットde記帳」を活用して青色申告

P7 雇用調整助成金が段階的に見直されます

P8 社会保険の資格取得時の本人確認徹底について
従業員の個人住民税は特別徴収の実施を

P9 リスクマネジメント支援
ルネス福井工場～早期退職者の雇用にご協力ください

【県内の企業動向】

P10 中小企業景況調査
・H24.7～9月期

P11 会員情報調査
・H24.7～9月期
個人事業税2期分

【施策情報】

P12 女性のがん事業所出前検診
ふるさと“逸品”フェスタ開催

福井ふるさと百景
一乗谷朝倉氏遺跡庭園
(福井市)

商工会は行きます 聞きます 提案します

～会員満足向上運動～

発行所／福井県商工会連合会
〒910-0004 福井市宝永4-9-14
TEL(0776)23-3624 FAX(0776)25-2157
年4回(2・5・8・11月)1日発行

地域商業の活性化を目指す、移動販売実施中！

～新たなビジネスモデル構築を目指しての社会実験事業～

消費の流出、人口の減少・高齢化など厳しい環境にある地域小売業者が、連携し品揃えを充実して既存商圏を超えて移動販売を行うことで、地域商業の活性化を目指したビジネスモデルとして確立させるため、実証・研究を目的に、移動販売モデル事業を実施しています。

南越前町およびおおい町の2商工会をモデル地域として、①高齢者を中心とした買物困難者への買物ニーズと生活支援ニーズを獲得するために、御用聞きを含めた商工会地域における移動販売事業のビジネスモデルの構築を行い、②試験的に実施してモデルの検証を行う内容で、9月26日(水)からおおい町商工会地域で、次に南越前町商工会地域で11月22日(木)まで約2ヶ月間、冷蔵機能を完備した軽トラックの移動販売車両に乳製品やお惣菜、お菓子や地域の特産加工品などの食料品や、トイレトペーパー、洗濯洗剤、下着などの日用雑貨品を中心とする商品構成で社会実験の移動販売を試行実施しています。

訪れた高齢者などのお客様は、商品を手に取り品定めをしながら希望の商品がないと注文を出すなど御用聞き注文の要望も多く、また、買物を楽しみながら集った地域住民同士のコミュニケーションを楽しむなど、地域社会の活性化にも貢献しています。



中小企業円滑化法が平成25年3月で最終期限を迎えます。 中小企業円滑化法終了に伴う対応について

あなたの会社の資金繰り大丈夫？

現在は金融円滑化法の下で、
金融機関には条件変更に対応する努力義務があります。

平成21年12月から施行されている「中小企業円滑化法」がいよいよ来年、平成25年3月末をもって期限切れとなります。この法律の期限切れとなることによって金融機関の対応がこれまでより厳しくなり、資金繰りに窮する中小企業が増加することが懸念されます。

まずは商工会へ!! 早めの相談を!!

秘密
厳守

借入金について返済方法の変更（返済元金の減額・据置など）をお考えの方は、事前の準備が必要です。金融円滑化法の最終期限を見据えて、お近くの商工会へ早めにご相談ください。金融機関との連携を強化し支援します。

■商工会ではどのような支援をしてもらえますか？

商工会では、返済負担や今後の資金繰り分析を行うとともに、新規融資あっせんや、経営改善計画書の作成も支援します。



決算書や税務関係書類など経営状況がわかる書類などご用意いただき、お気軽にご相談ください。

特に、金融機関との返済方法の変更交渉にあたっては、経営改善計画書の提出を求められることが一般的です。計画書の作成には時間を要する場合がありますので、早めに相談をお願いします。

※金融円滑化の期限終了後も、資金繰りに関するご相談には親身に対応させていただきますのでご安心ください。

■金融機関に提出する「経営改善計画書」とは

定まった様式があるわけではありません。一般的には、次のような要素を含んだものが経営改善計画書と呼ばれているようです。

- ①現状分析：事業概要、経営悪化要因の分析
- ②基本方針：今後の経営方針
- ③改善具体策：売上増加や経費削減の具体的な計画、スケジュール等
- ④数値目標：今後3～5年間の収支計画等 などあります。

■金融機関が「経営改善計画書」を求める理由は

事業者の経営改善をより確かなものにするためであり、経営改善計画がある場合は、事業者の経営改善をより確かなものとするためです。また、経営改善計画がある場合、返済方法を変更しても不良債権とみなされないこととなり金融機関が条件変更に応じやすくなります。

新 金融円滑化法の終了に備えた経営支援事業

県では、金融円滑化法の最終期限（平成25年3月末）を控え、経営に支障を来さないよう、中小企業者の経営改善・事業再生を支援します。

売上げアップにより経営改善・事業再生を図りたいとお考えの経営者の方 再生のための専門家派遣をします!!

最初の相談が企業再建への第一歩です!! 秘密厳守で対応いたします

再生支援の流れ

窓口相談（ステップ1）

皆さんが抱える経営上の問題点や具体的な課題を見つけます
どのような支援が最良なのかを検討します

さらに踏み込んだ支援が必要とされる企業には

再生支援のための専門家派遣（ステップ2）

個別企業の事業分野や実情に応じて外部専門家（再生コンサルタント）が具体的な経営改善計画の策定支援および経営策定後のフォローアップを行います

【お問い合わせ先】・最寄りの商工会または金融機関
・福井県産業労働部商業振興・金融課 TEL(0776)20-0373

商工貯蓄共済融資あっせん制度について

商工貯蓄共済の加入者に対する事業資金の貸付です。商工会を経由してお申込みください。

1 融資を利用できる方

商工貯蓄共済の加入者で、加入後6ヶ月以上（年掛加入者は3ヶ月以上）経過し、所定の掛金を遅滞なく払い込んでいる方。

2 融資限度

積立金の2倍以内で最高限度額は、純債（借入申込金－積立金）300万円までとする。

3 融資期間

■融資額 ■融資期間
500万円以内……………5年以内
500万円超 ……………8年以内

据置期間……………3ヶ月以内

4 融資の利率

積立金範囲内 ……………1.5%
……………
融資期間3年以内 ……………2.35%
融資期間3年超5年以内 ……………2.85%
融資期間5年超 ……………2.95%

5 保証人

普通貸付(純債のある借入) ……1名以上

積立金範囲内の場合は不要です。

6 償還の方法

借入または据置期間の翌月より月賦返済です。積立金範囲内貸付の場合は、期日一括返済も可能です。(但し、利息は6ヶ月毎に納入)

平成24年度近畿ブロック商工会青年部 交流研修会福井県大会を開催

平成24年度近畿ブロック商工会青年部主張発表大会が、9月6日(木)～7日(金)にあわら市の清風荘で開催されました。

主張発表大会には、近畿ブロックの各府県代表7名が参加し、本県からは、わかさ東商工会青年部の藤川貴浩さんが出場しました。藤川さんは、スッポン養殖事業を始めるまでの苦労や、育てたスッポンを商工会と共にすっぽん鍋セットのブラッシュアップを行ったことで、全国のバイヤーや業者から高い評価を得られたことを語りました。

審査の結果、京都府代表西田良さんが最優秀賞に選ばれました。西田さんは、「青年部活動に参加して」をテーマに交流委員会の副委員長としての経験を通して交流の大切さに気づかされたことを発表しました。

その後の研修会では、「若手経営者・後継者に贈る言葉」をテーマにゲンキー株式会社の代表取締役藤永賢一氏を講師として招き、ランチェスター戦略に基づいて、市場でナンバーワンを獲得することの重要性について講演をしていただきました。



福井県代表 藤川貴浩氏



講演する藤永賢一氏

近畿ブロック商工会女性部交流研修会への参加

平成24年度近畿ブロック商工会女性部交流会および主張発表大会が近畿2府5県の商工会女性部432名の参加のもと9月5日(水)～6日(木)に兵庫県神戸市で開催されました。

主張発表大会はあわら市商工会女性部の砂田恵美子さんから各府県の代表者7名により行われました。砂田さんは、「女性部活動と地域振興・まちづくり ～あわらマイチャレンジ号発車～」と題して、部員個々と部全体で取り組んだおもてなし事業について発表し、「女性がイキイキ活動していることが、活気ある街作りに大いに貢献できているのだと信じて、これからはいろんなことに部員一丸となってチャレンジしていきたい」と語りました。

審査の結果、「ピワマスを米原市の特産品に!!」をテーマに発表した滋賀県米原市商工会女性部福永富士子さんが最優秀賞に選ばれました。

研修会は、兵庫県がNHK大河ドラマ「平清盛」の舞台となることにちなんで、「兵庫県の観光プロモーション～あいたい兵庫で素敵な旅を～」をテーマに県産業労働部国際局観光振興課 副課長多治比寛氏に、2日目は「源氏・平家と兵庫県～大河ドラマと経済振興～」をテーマに、園田学園女子大学 名誉教授 田辺真人氏に講演をしていただきました。



福井県代表 砂田恵美子氏



講演する田辺真人氏

建設業向け金融支援策

～国土交通省の金融支援策～

下請建設企業・資材業者のみなさんへ

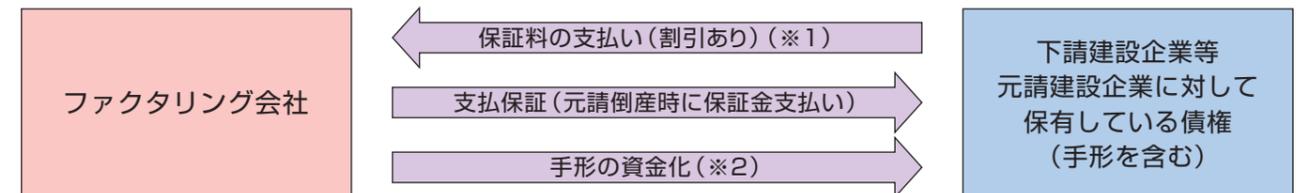
『取引先が倒産しても、確実に工事代金の支払いを受けたいときは・・・』

下請債権保全支援事業(債権支払保証事業)

下請建設企業等が元請建設企業に対して有する債権(手形を含む。)について、ファクタリング会社が支払保証を行うことにより、下請建設企業等の債権保全を支援します！

【制度の概要】

- 債務者が経営事項審査を受けているなどの一定の要件を満たせば、下請回数に関係なく(例えば、2次下請建設企業が1次下請建設企業に対して保有している債権についても)支払い保証を受けられます。
- ファクタリング会社に支払う保証料の一部が軽減されます。
- 保証を受けられる時点は、原則として手形の交付を受けた段階(手形以外の債権は支払請求段階)からです【個別保証】
なお、個別の下請工事等ごとに、下請契約等の締結段階からも保証をうけられます【枠保証】
- 東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等(がれきの処理等)に係る債権も対象となります。



(※1) 保証料の割引は、保証料の3分の2(保証される債権額の年率4%を上限)です。保証料とは別に利用料(保証される債権額の年率1%)が必要です。
(※2) 一部のファクタリング会社では、支払が保証された手形の資金化にも対応します。

ファクタリング会社による債権(手形)保証例

以下の条件で支払い期日まで90日間の支払い保証を受ける場合
(例) 債権額 1,000万円・保証料率6%・利用料率年率1%
7.4万円を支払うことで保有債権が保全されます！

- 利用料の計算
額面(1,000万円)×利用料率(1%)×90日/365日=2.5万円
- 保証料の計算
保証料総額: 額面(1,000万円)×利用料率(6%)×90日/365日=14.8万円
助成部分: 額面(1,000万円)×利用料率(4%)×90日/365日=9.9万円
差引保証料: 14.8万円-9.9万円=4.9万円
- 合計
利用料2.5万円+保証料4.9万円=7.4万円
※助成料率は保証料率(この例の場合)に3分の2を乗じた値となります。ただし、助成料率の上限は年率4%です。

- 制度に関する問い合わせ先
東日本建設業保証㈱ 福井支店 TEL0776-21-8686
- 申込に関する問い合わせ先
 - ・ ㈱建設経営サービス ファクタリング事業部(東日本建設業保証㈱の100%子会社)
福井市御幸3-10-15 福井県建設会館3F TEL0776-28-5558
 - ・ オリックス㈱ 福井支店
福井市大手3-1-13 大手門ビル3F TEL0776-21-8061

平成26年1月から

記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

事業所得等を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されます。

※ 現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告の内、前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方です。

平成26年1月からの記帳・帳簿等保存制度

◎対象となる方

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。

※ 所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

◎記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

◎帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記帳した帳簿(法廷帳簿)	7年
	業務に関して作成した時、上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

青色申告を始めてみませんか？

「青色申告」は、日々の取引を所定の方法により記帳し、その帳簿に基づいて正しい申告することで、税金の面でいろいろ有利な特典を受けることができる制度です。

※ 青色申告の方は、原則として正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記帳を行わなければなりません。簡易な帳簿（①現金出納帳、②売掛帳、③買掛帳、④経費帳、⑤固定資産台帳）で記帳してもよいことになっています。

経理ソフト「ネットde記帳」を活用して青色申告

商工会では、経理ソフト「ネットde記帳」を活用して、会員の皆様の経理業務の効率化をお手伝いしており、大きく分けて二通りのサポートを行っています。

◎記帳代行指導

「経理担当が辞めてしまって困っている」「忙しくて中々経理業務に手が回らない」など、様々な事情によりお困りの場合、商工会が低料金で皆様の記帳を代わりにお手伝いします。

◎自計指導

経理ソフト「ネットde記帳」を利用してご自身で経理業務を行えるよう、ソフトの導入、操作方法や決算、税務関係の支援を行っています。

☆ネットde記帳とは

ネットde記帳は、インターネットを利用して帳簿入力や集計ができる経理システムです。商工会連合会が提供するASPサービスとして、経理ソフト及びデータ等を商工会連合会が一元管理していますので、データの保護やセキュリティーも安心してお使いいただけます。

インターネットに接続できる環境があれば、いつでもどこでも、すぐに利用でき、会計ソフトなどをインストールしたり、税法改正などによるバージョンアップなどの面倒な作業は一切ありません。

ネットde記帳なら、日計表や出納帳をつける感覚で簡単に入力でき、もし操作などで困っても商工会がサポートいたします。

経営の分析などは商工会等に依頼し、日々の取引を自社で管理したいという方にも最適です。

詳しくは、お近くの商工会へお問い合わせ下さい。

労務情報

雇用調整助成金が段階的に見直されます！

雇用調整助成金 中小企業緊急雇用安定助成金

の支給要件などが変更します。

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金は、平成24年10月1日以降(被災3県は6ヵ月遅れで)、下記のように内容の一部が変更します。

現在受給中、または今後利用をお考えの事業主の皆さまには、ご留意いただきますようお願いいたします。

① 生産量要件の見直し

事業活動の縮小を判定するための生産量(または売上高)要件が次のように変更します。

現行	対象期間の初日(助成金の利用開始日)を平成24年10月1日以降(※1)に設定する場合
最近3ヵ月の生産量または売上高が、その直前の3ヵ月または前年同期と比べ、 <u>5%</u> 以上減少	最近3ヵ月の生産量または売上高が、前年同期と比べ、 <u>10%</u> 以上減少(中小企業事業主で、直近の経常損益が赤字であっても、この要件が適用されます)

② 支給限度日数の見直し

1年間と3年間について、限度日数が変更します。

現行	対象期間の初日(助成金の利用開始日)を平成24年10月1日以降(※1)に設定する場合
3年間で300日 (1年間での限度なし)	1年間で100日(3年間で300日)
対象期間(事業主が設定する1年間)▶	①22.10.1～23.9.30 ②23.10.1～24.9.30 ③24.10.1～25.9.30
【例1】過去2年間に50日ずつ(計100日)利用した場合	50日 50日 100日(従来200日)
【例2】過去2年間に120日ずつ(計240日)利用した場合	120日 120日 60日

対象期間の初日(助成金の利用開始日)を平成25年10月1日以降(※2)に設定する場合
1年間で100日・3年間で150日となります (上記の例1と2で、③の対象期間にすべての日数を利用した場合、②+③は150日以上となるため、次の1年間は利用できなくなります)

③ 教育訓練費(事業所内訓練)の見直し

教育訓練を実施したときの1人1日当たり加算額を次のように変更します。

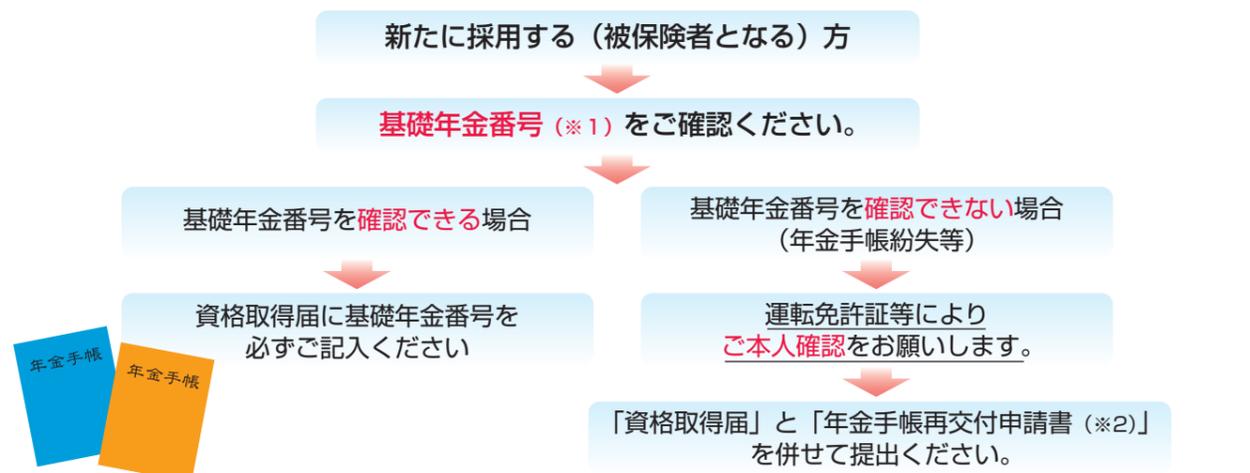
現行	平成24年10月1日以降(※1)の判定基礎期間
雇用調整助成金:2,000円 中小企業緊急雇用安定助成金:3,000円	雇用調整助成金:1,000円 中小企業緊急雇用安定助成金:1,500円

詳細は最寄のハローワークまでお問い合わせください。

労務情報 社会保険の取得時のご本人確認の徹底のお願い！

今般、偽名による健康保険被保険者証の不正取得が見られたことから、日本年金機構では、資格取得の一層の適正化に努めるため、資格取得時の本人確認が徹底されることになりました。

具体的には、新たに採用する（被保険者となる）方について、事業主の方で基礎年金番号を確認し、基礎年金番号を確認できない場合については、運転免許証等によって本人確認をお願いすることになりました。また、手続きについても、「資格取得届」と「年金手帳再交付申請書」を併せて提出することが求められます。



●本人確認できる主なもの

運転免許証、住民基本台帳カード（写真付のもの）、旅券（有効期限内のパスポート）、在留カード、国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書（写真付のもの）等
（その他、本人確認の証明書については <http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=6222> でご確認ください）

- (※1) ・日本に住所を有する20歳以上の方であれば、原則として基礎年金番号をお持ちです。
・20歳未満、外国人の方で、基礎年金番号をお持ちでない方は、必ずご本人確認をしようとして、資格取得届のみをご提出ください（基礎年金番号をお持ちの方は基礎年金番号をご記入ください。）
- (※2) 「年金手帳再交付申請書」には、職歴等を漏れなくご記入ください。

<平成24年10月1日受付分から以下の取り扱いとなりましたので、ご注意ください>

- 基礎年金番号が未記入(年金手帳再交付申請書を添付の方は除く)の場合は資格取得届けを一旦お返しますので、ご本人確認をお願いします(確認書類のご提出は必要ありません)。届書をお返ししている間は、健康保険被保険者証の交付をお持ちいただくこととなります。
- ご本人確認ができない場合には、健康保険被保険者証の交付ができません。

【お問い合わせ先】 日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

～事業者の皆様へのお知らせです～ 従業員の個人住民税は特別徴収の実施を！

- 個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、事業者(給与支払者)の方が、個人住民税の納税義務者である従業員(給与所得者)に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税(市町民税+県民税)を徴収(引き去り)し、従業員の住所地の市町に納入していただく制度です。
- 地方税法および各市町の条例により、給与を支払う事業者で所得税の源泉徴収の義務のある方は、原則として特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収を行っていただくこととなっています。
- 従業員が常時10名未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回とすることができます(納期の特例)。
お問い合わせ先 各市町住民税担当課 福井県総務部税務課 TEL0776-20-0257

会員企業
限定！

リスクマネジメント支援事業 事業所を取り巻く様々なリスクを分析します！

生命保険は適切？ 社員の職場適正は？ ムダな運転してませんか？

商工会及び県商工会連合会では、企業を取り巻く各種経営リスクの診断を行い、改善策を提案する「事業所リスク診断事業」を行っています。

提案には報告書を作成し、現状分析と適切なアドバイスを行います。

まずは商工会までご相談下さい。専門の職員が無料にてご相談・ご説明に伺います！

事業所リスク診断事業 メニュー

1-1. 生命保険 証券契約の分析

ご加入の生命保険を整理・分析・グラフ化して、保障内容の把握とアドバイスを行います。

1-2. 総合的な保険証券契約の分析

生命保険に加え、損害保険、火災保険、自動車保険等総合的な保険契約を整理・分析し、アドバイスを行います。

2. 組織人材の診断

職業適性検査(CUBIC)を行い社員の個人特性の分析を行います。
人材資源の適切配置・人材評価に活用します。

3. 運転特性の診断

自動車にセイフティ・レコーダを取り付け、危険挙動、運転ムラ、燃費のムダ等を判定します。
運転者でも気付かない危険な運転癖を分析することで、『事故の芽』を未然に防止し、事業リスク軽減と保険料の削減につなげます。

商工会・福井県商工会連合会へ依頼

ヒアリングによる現状把握

分析レポートの報告
新鮮なアイデアがお手元に！



製造業の皆様へ

ルネサス福井工場～早期退職者の雇用にご協力ください。

業績不振の半導体大手ルネサスエレクトロニクスの合理化策により、福井工場の従業員の約4割が早期退職制度により10月31日付で退職しました。県は福井労働局などと連携し、離職者の再就職支援に向けた合同説明会や職業訓練を実施します。

とりわけ、離職を余儀なくされた方々の早期再就職の支援を図るためには、「雇用の受け皿」を確保することが緊急の課題となっています。

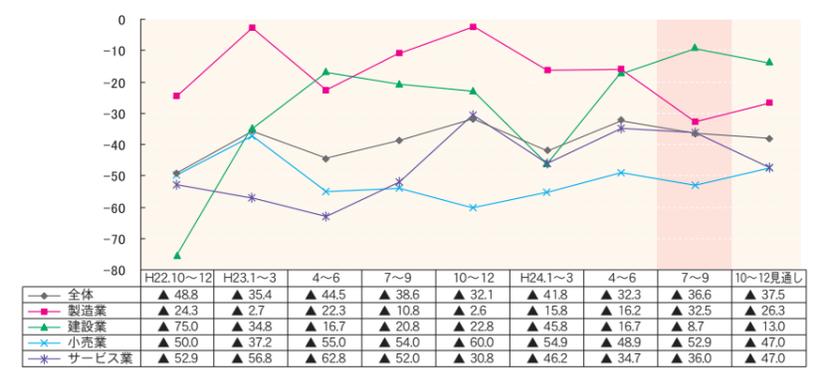
つきましては、各企業の皆様から、各ハローワーク等への求人票を出していただき一人でも多くの離職者を雇用していただきますようお願いいたします。

景況は全体でわずかに改善する見通し

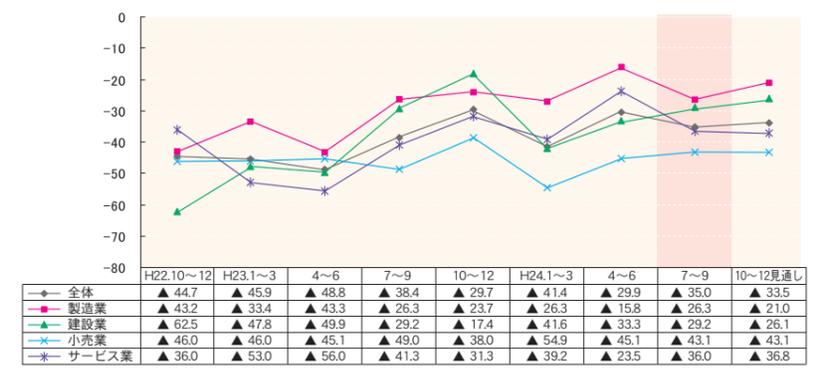
製造・サービス業は悪化の傾向 ～中小企業景況調査～

福井県商工会連合会では、福井県内商工会会員165企業（製造業38企業、建設業24企業、小売業51企業、サービス業52企業）に対して年4回景況調査を実施しています。全体の業況DI値は前回の調査と比べて2.8ポイント悪化しています。業種別では建設業、小売業で改善の傾向がみられました。10～12月の業績見通しは建設業を除いた業種で改善傾向にあります。売上高のDI値は全体で悪化、特に製造業については15ポイント以上の悪化がみられました。10～12月の見通しでも、全体で悪化する見通しとなっています。

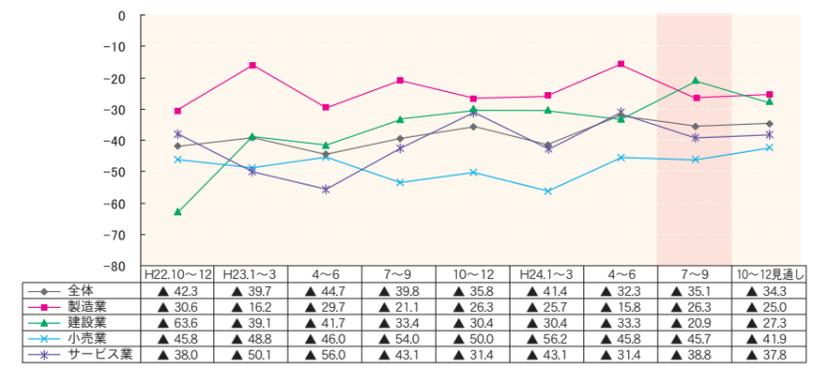
売上高のDI値推移（対前年同期比）



採算のDI値推移（対前年同期比）



業況のDI値推移（対前年同期比）



***DI値(ディフュージョン・インデックス、景気動向指数)**
 企業の景気動向を示す指標です。各調査項目について<増加・上昇・好転>の割合から<減少・低下・悪化>の割合を差し引いた値で、<景気動向指数>を表しています
 $DI(数式) = \frac{(上昇企業数 - 低下企業数)}{回答企業数} \times 100$

売上の減少に伴って、資金繰り悪化

～会員情報(経営動向)調査～

県内各商工会では、全経営指導員が各地域の経営環境を把握し、商工会全体で情報の共有を図り、対策を講じることを目標として、年4回「会員情報(経営動向)」調査を実施しております。平成24年9月に実施した調査結果では、地域の実情に応じた様々な情報が集まっています。

- 製造業**
- 機械部品製造業 昨年の東日本大震災以降受注が増え、今年に入ってフル稼働しているが生産が追いつかない状況である。従業員の採用も検討するが、この状況がいつまで続くかわからず、先行きを注視している。(高志・福井地区)
 - 金属加工機械部品製造業 長引く不況によって、機械部品の需要は回復せず、販売単価が下落している。今後も、特殊な部品や、精密な部品の需要はか望めず、従業員を維持していくには厳しい状況である。(高志・福井地区)
 - 和紙製造業 越前市東部集中豪雨の影響で、工場・倉庫全体に浸水し、汚泥による製品の廃棄や乾燥用ボイラー等が故障した。県の中小企業支援緊急資金融資を受けたが、今後の売上げが期待できないことで、資金繰りは苦しいことが予想される。(丹南地区)
- 建設業**
- 建築業 消費税の増税に伴う駆け込み需要の動きがみられるが全体的な建築需要に底堅さはみられない。(丹南地区)
 - 土木工事業 原発に関する工事業者からの発注額が少なく、雇用調整や借入金により従業員の維持に努めているが、2～3ヶ月後の売上は依然として不透明なままなので、今後の成り行きを注視している。(嶺南地区)
 - 建築リフォーム業 新築は不振ながらリフォームの売上は毎年安定している。ただ、1件あたりの単価の減少によって財務内容は悪化している。(坂井地区)
- 卸・小売業**
- 車両販売業 エコカー補助金の終了によって、今後の販売額が減少することを懸念している。現在複数ある借入の返済負担が重いため、借替資金等を活用した借入一本化による負担軽減を希望しているが、取引先金融機関や保証協会の対応次第でどうなるかわからない状況に不安をいただいている。(高志・福井地区)
 - 雑貨小売業 売上は年々減少しており、一時しのぎの借入により現状を維持している。今後は取扱い商品を見直すなど抜本的な解決策を模索している。(坂井地区)
 - 家電小売業 地デジ移行後、薄型テレビの需要が減り、売上は激減している。テレビ需要に替わる目玉商品もなく今後の展望がひらけない。太陽光やエコ商品など新たな需要の掘りおこしに努めているものの近隣の大形家電店との競争が厳しくなかなか受注に結びつかない。(嶺南地区)
- サービス業**
- 飲食業 原子力関連の固定客が減って売上高が激減している。新規顧客獲得に向けて努力しているが、もともと客単価の高いお店であるためデフレ時代が進むなかで対応できていない。(嶺南地区)
 - 宿泊業 今年は、震災の影響もあり、観光客が例年より少なく、売上は減少している。期待していた夏場も海より里山に脚光が浴びたため伸びなかった。冬期のかにシーズンまでの仕入資金を夏場に確保する予定でいたが、困難な状況となっている。(丹南地区)
 - 理容業 長引く景気低迷と郊外にある低価格チェーン店の影響で、客数と売上は若干減少している。(坂井地区)

個人事業税(第2期分)の納期限は11月30日(金)です。事業主の方は忘れずに納付しましょう！！

口座振替をご活用ください！

個人事業税の納付には、便利で確実な「口座振替」も利用できます。詳しくは、最寄りの金融機関や福井県税事務所(嶺南振興局税務部)へご相談ください。

コンビニでも納税できます！

個人事業税を右記のコンビニエンスストアで納めることができます。これらのコンビニであれば、原則として24時間、全国どこでも**土曜・日曜・祝日も納付が可能です。**

【利用できるコンビニ】
 ローソン/ファミリーマート/サークルK/サンクス/ミニストップ/セブンイレブン/コミュニティストア/デイリーヤマザキ/ポプラ/ヤマザキデイリーストア/エブリワン/くらしハウス/ココストア/スリーエイト/スリーエフ/生活彩家/セブオン (順不同)

納期限内に納めます！

お問合せ先) 福井県税事務所 TEL: 0776-21-8272 嶺南振興局税務部 TEL: 0770-56-2223

女性のがん事業所出前検診を実施しています！

日本人の2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで亡くなっています。がんで命を落とさないためには、早期発見・早期治療が重要です。

自覚症状が出てからでは遅すぎます。1～2年毎にがん検診を受けましょう。

県では、仕事が忙しくがん検診を受けられない方のために、事業所出前検診を実施しています。是非、ご利用ください。

希望事業所
募集中!

事業所の負担はありません。 ※個人負担金1,000円が必要です。

検診内容

- 乳がん検診 (マンモグラフィ、視触診)・・・対象：40歳以上の女性
- 子宮頸がん検診 (細胞診)・・・・・・・・・・対象：20歳以上の女性

お申込み、詳細は、下記にご連絡下さい。

所属名	住所	電話	F A X
福井健康福祉センター	福井市西木田2-8-8	0776-36-1116	0776-34-7215
坂井健康福祉センター	あわら市春宮2-21-17	0776-73-0600	0776-73-0763
丹南健康福祉センター	鯖江市水落町1-2-25	0778-51-0034	0778-51-7804
// 武生福祉保険部	越前市文京2-13-39	0778-22-4135	0778-22-5660
若狭健康福祉センター	小浜市四谷町3-10	0770-22-3747	0770-52-1058
健康福祉部健康推進課 がん対策推進グループ	福井市大手3-17-1	0776-20-0351	0776-20-0643

ホームページ

福井 健康推進課

で 検索

E-mail kennzou@pref.fukui.lg.jp

『ふるさと“逸品”フェスタ 2012』開催中

県内商品の県内および県外へのPRの機会を増やし、販路拡大を図る「ふるさと“逸品”フェスタ」を開催しています。県民から投票された人気の“逸品”を一堂に集め、また今回は、県民から「美味しいもの」の人気投票を行い、上位にランクされた商品も出品・販売しています。

【開催概要】

開催期日 平成24年10月30日(火)～11月4日(日)

開催場所 西武福井店 6F 催事場

出展者数 44事業者 (305品目)

販売品目 地域で製造・販売されている飲食品

人気投票出品 県民の皆様の応募により、決定した商品を出品します。

- イベント**
- 「お楽しみ抽選会」… お買い上げ1,000円毎に1回の抽選券を進呈。催事場で使えるお買物券を450名にプレゼント!
 - 「来場者プレゼント」… 毎日先着80名様にスイーツをプレゼント!
 - 「ふくいの“逸品”人気投票」… 来場者の方の投票による出展商品の人気投票を実施します。

